

福祉サービス第三者評価基準

【 共 通 版 】

(様式2)

H27年4月1日改定

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	I-1-1 (1) -① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>法人の基本理念および施設の基本方針は園内各所に掲示し、広報誌・パンフレット・ホームページに記載され、子どもの最善の利益を常に念頭に置いて保育を行うことが明示されている。基本方針は、職員がボトムアップで作成し、「鹿児島県社会福祉事業団職員倫理綱領」と合わせて、毎月職員会議時のブランクテストや輪読を行い、周知を図るとともに周知の状況を確認している。また、保護者へは、年2回の保護者会で文書を配布し説明を行うことで周知を図っているが、地域も含めた周知状況の確認はなされていない。保護者・地域への理念や基本方針の周知度を客観的に把握し、その度合いを継続的に高めていくための取組が望まれる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	I-2-1 (1) -① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>福祉業界全体については事業団本部が中心となってネット、県、コンサル会社等から情報収集して動向を把握するとともに、県社会福祉協議会、日本保育協会、私立保育園連盟、鹿児島県、鹿児島市が主催する研修等に積極的に参加し、事業経営をとりまく環境の情報収集に努めている。また、平成27年度よりスタートした子ども子育て支援法による新制度についても、「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」、「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を把握し、鹿児島市と連携をとり、情報収集に努めている。また、法人本部の指導の下、月次分析や定期的な財務分析を行っている。隣接する母子支援施設との連携や、南部親子集いの広場に月2回参加して子育ての専門家として相談対応や情報提供にあたるなどの取組を通して地域の保育ニーズを把握し、園の行事や新たな事業に反映させている。潜在的なニーズを把握するためのより積極的な取組がなされれば申し分ない。</p>		
	I-2-1 (1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>施設の経営状況（利用率、収支差額率、経費率等）については、本部主導で、各施設の課長以上がメンバーとなって各年度策定する法人の経営計画の中で目標数値を掲げ、それに対する評価、分析等を行い、役員へも説明されている。また、子ども子育て支援にもとづく保育の新体制について職員への周知を図るとともに毎月の職員会議で月次分析の報告を行い、増収策も含め課題等の検証を職員参画のもとで実施している。経営課題の解決・改善に向けた取組の職員への周知状況を把握する仕組みが構築されれば申し分ない。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-1 (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	I-3-1 (1) -① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>法人・施設の理念や基本方針の実現に向けて「鹿児島県社会福祉事業団経営計画」を策定し、中・長期的な目標を明確にして定量化を図ることで、実施状況の評価が行えるよう工夫されている。また、行動計画も具体的に策定され、年度ごとに進捗状況を把握するとともに、必要に応じて見直しを行っている。成果を出すためのプロセスを指標化し、行動計画の効果を評価する仕組みが構築されれば申し分ない。</p>		

	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>「鹿児島県社会福祉事業団経営計画」に明示された中・長期目標にもとづいて単年度の事業計画が作成され、目標や成果を定量化することで、実施状況の評価が行えるよう工夫され、具体的な行動計画に落とし込まれている。中長期計画と同じように、成果を出すためのプロセスを指標化し、行動計画の効果を評価する仕組みが構築されれば申し分ない。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>法人事業計画の基本方針にもとづき、中長期計画をふまえながら、予算策定の際に職員参加の下で作成し全職員へ周知説明するとともに、職員会・保育部会・給食部会・経営推進会議で定期的に振り返りを行っている。事業計画のより効果的な実施に向けて、職員の理解や周知の状況を客観的に把握し、年度途中での実施状況の把握・見直しへの積極的参加を図るなど、より職員の主体性を高める仕組みの構築を期待したい。</p>		
	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>保護者には年2回の保護者会において事業計画をわかりやすく説明し、周知を図っている。保護者の十分な理解によるより積極的な参加を促進する観点から、保護者の理解や周知の状況を客観的に把握し、理解度をさらに高める仕組みの構築を期待したい。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>「鹿児島県社会福祉事業団福祉サービス評価」に基づき、年1回、保護者アンケートと職員の自己評価からなる保育サービスの評価を行うとともに、定期的に第三者評価を受審している。その結果については、非正規の職員の参画を促すため、まず1F・2F毎のフロア会議で検討・話し合い、その後職員会・保育部会・給食部会・経営推進会議で評価・分析を行い、改善が求められた事項に対する取組状況の検証を行っている。これらの取り組みをより効果的にすすめるために、職員自己評価と保護者アンケートのそれぞれの結果を対比し時系列の変化を把握することで、保育の質の向上に向けた課題を明らかにする取組を期待したい。</p>		
	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>保護者アンケートと職員の自己評価からなる施設内サービス評価の結果は、1F・2F毎のフロア会議・職員会・保育部会・給食部会・経営推進会議で評価・分析がなされ職員への周知と職員間の共有が図られている。非常勤まで含めた職員参加による分析と改善策の有効性を検証し、事業計画へと反映される仕組みが構築されれば申し分ない。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p>評価概要</p> <p>年度最初の職員会議において1年間の施設運営の方向性を含めた所信表明を行うとともに、年度途中でも職員会議等、機会あるごとに経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。また、保護者会において自らの役割と責任を明確にし、保護者へ説明し理解を図っている。また、災害時や不在時も含めた園長の役割と責任を含む職務分掌が作成され、会議や研修においてその周知も図られている。</p>		
	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p>評価概要</p> <p>県経営協や県社協、各種別協等が主催する各種経営者セミナーに参加するなどして遵守すべき法令等の幅広い理解に努めるとともに、年度初め・年末に事務局が通知する「服務規律の厳正確保、事務の改善について（通知）」に従い、自らの行動を規律している。また、当該通知のみならず社会福祉法・改正児童福祉法等をはじめ労働基準法など、幅広い分野の関連法規を把握し、保育部会や職員会議等において職員に周知している。例えば法令順守の実施状況を内部監査項目に盛り込むなど、コンプライアンスの遵守度や周知度合いを客観的に把握する取組がなされれば申し分ない。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
<p>評価概要</p> <p>保育現場に積極的に関与して個別の職員や子どもの声を把握するとともに、保護者会後のクラス会で意見を収集することで、保育サービスの向上に向けた課題の把握に努めている。さらに、保護者からの苦情相談は園長・副園長が対応することで職員を守るとともに保護者のニーズ・課題を把握している。また、職員会議・保育部会・給食会議・経営推進会議すべてに出席することで、課題の把握と改善策の徹底を図っている。保育サービスの質の向上のためには職員の資質向上が最重要と考え、職員に対して資質向上のための様々な研修会への参加を促すとともに、職場内研修の充実も図っている。</p>		
	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・Ⓑ・c
<p>評価概要</p> <p>経営状態の月次分析の結果や、人員配置、職員の働きやすい環境整備等について、毎月の保育部会、職員会で議題とし施設の現状について職員への周知を図るとともに、職員の声を聞きながら改善に努めている。これらの取組に対する職員の意識形成の状態を把握するため職員一人ひとりに個別に声掛け、フロア一長を通して、さらなる徹底を図っている。これらの取組をより効果的に進めるために、職員の意識形成の状態を定量的に把握するための仕組みが構築されれば申し分ない。</p>		

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
	Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㊦・c
<p>評価概要</p> <p>必要な福祉人材に関する法人としての基本的な考え方は明確にされているが、保育サービスの提供に関わる専門職の配置等、必要な人材や人員体制については具体的な計画にまでは落とし込まれていない。園としての基本的な考え方・具体的な職種と人員及びその理由を明確にし、本部ヒアリングで要望を伝えて事業を行う上での必要な職種・人員の配置を行っている。</p>		
	Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a・㊦・c
<p>評価概要</p> <p>級別標準職務表や「鹿児島県社会福祉事業団職員倫理綱領」を策定し、あるべき職員像を明確に示している。しかし、人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）は職員等に周知されておらず、人事基準にもとづく職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等の評価は行われていない。これからの社会動向・業界動向を考慮すると、人材の確保・育成に向け法人本部主導のもとで、評価・育成・処遇が連動した職員の納得性の高い総合的な人事管理システムの早急な構築が望まれる。</p>		
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㊦・b・c
<p>評価概要</p> <p>事業団組織規則により労務管理の責任体制を明確にし、労務に関する様々なデータで就業状況を把握している。短時間勤務や子の看護休暇などによる子育て支援、有給休暇取得の促進、午睡時間の有効活用や職員間の業務分担の見直し、フリーの職員の設置・活用等による時間外の削減など働きやすい職場づくりに取組んでいる。また、正規職員・契約職員については人事考課前に、非常勤職員については就労意向の確認の際に面談を行っている。法人として、セクハラ防止に関する相談・苦情窓口担当者、セクハラ相談・苦情解決委員を設置するとともに、非常勤職員についての雇用管理改善等に関する相談窓口担当者を園独自に設置するなど働きやすい職場作りに努めている。大学のカウンセラーによる職員の相談・メンタル対応も行われている。</p>		
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・㊦・c
<p>評価概要</p> <p>「級別標準職務表」や「鹿児島県社会福祉事業団職員倫理綱領」を策定し、組織の期待する職員像を明確に示して、それぞれの職員が1年間の能力開発の目標を定め、その目標に基づき研修等に参加し、年度終了後には目標達成度の確認を行っているが、年度途中での進捗状況の確認や面接等については実施していない。職員個々の効果的な育成に向けて、職種毎の職能レベルに応じたスキルマップを作成することで「期待する職員像」をより具体的に示し、期首・中間・期末の面接を制度化するなどして、職員の能力開発への自主的な取組意欲をさらに高める取組を期待したい。</p>		
	Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊦・c
<p>評価概要</p> <p>「期待する職員像」は、普遍的なものとして「倫理綱領」を、必要とされる専門技術や専門資格は「職員研修規定」で明示し、中長期および事業計画にもとづき教育・研修が実施されている。年度途中においては復命報告・職場内研修（受講者が職員へ伝達する研修）の結果により評価し、更に年度末に職員研修報告書で年間の評価を実施している。年度計画は各部署から要望を収集し、重点方針明確にして優先度を検討し決定している。研修結果を定量的に把握し、研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行う仕組みが構築されれば申し分ない。</p>		

	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・ ③ ・c
<p>評価概要</p> <p>多くの職員が研修に参加することができるよう、自ら企画して研修に参加するシステムを導入している。また新任職員については、勤務記録をつけさせ、それをもとに専任職員によるOJTを実施している。個別の職員の知識、技術水準等を把握したうえで、それぞれの経験や習熟度に配慮した個別的なOJTや、それぞれの職務で必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修の実施が望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・ ① ・c
<p>評価概要</p> <p>「次世代の福祉サービスを担う人材を育成する」という目的を事業計画に明示し職員への周知を図るとともに、「実習生心得」による実習生へのオリエンテーションの実施、日本保育協会の実習指導者研修会への参加など、積極的な実習生受入が行われている。学校側との連携については、意見交換会に参加する等の工夫を行っている。より効果的な実習に向けて、受入マニュアルや専門職種の特性に配慮したプログラムの整備が望まれる。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ ① ・c
<p>評価概要</p> <p>ホームページで、基本理念や基本方針、事業計画や事業報告、財務諸表、苦情の受付や処理状況など、必要な情報公開を行っている。また地域に向けては、毎月の「園だより」の掲示による園の活動等の広報や、老人福祉会・第三者委員等への広報誌の配布を行っている。社会福祉法人の社会的責任を果たすためにもより積極的な情報公開の取組を期待したい。</p>		
	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	② ・b・c
<p>評価概要</p> <p>事業所における事務、経理、取引等に関するルールや職務分掌と権限・責任は、経理規程・組織規則・事務分掌等を整備し、年度初め・年末の職員会議等で職員に周知している。必要に応じて、法人本部のネットワークを活かし、顧問弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等の助言を受けることができる。監査関係については、毎年法人本部による内部監査を行うとともに、2年に1回、公認会計士による外部監査が行われている。</p>		

Ⅱ－４ 地域との交流，地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
	Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>地域との関わり方についての基本的な考え方は、事業団基本理念および鹿児島みなみ保育園の理念・基本方針に明記している。これからの社会福祉法人のあり方や子ども子育て支援の理念を踏まえ、事業計画で明示し、七夕・餅つき・節分などの行事を通して地域の高齢者やボランティアとの交流を積極的に行っている。また職員が支援して地域の校区文化祭にも参加している。子ども子育て支援をより積極的に推進するために、職員・保護者が活用できるよう社会資源や地域の情報を収集しリスト化する取組を期待したい。</p>		
	Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>中学校の職場体験学習やキャリア教育への協力を行うとともに、ボランティアを個別に受け入れ、受入れの際のオリエンテーションも実施されている。しかし、ボランティア受入に関する基本姿勢は明文化されていない。ボランティア受入れに対する基本姿勢を明文化したうえで、受入の目的に沿ったマニュアルの整備や研修・支援のあり方について検討が望まれる。</p>		
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
	Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>保護者に対しては家庭の個別事情に応じて状況に対応できる社会資源の紹介等を行い、職員間では警察・児相・消防等との協力、特別支援学校との連携など個々のケースに応じて情報の共有を図っているが、リスト化はされていない。南部親子集いの広場、幼小保連絡協議会、要保護児童支援対策協議会、児相、警察、消防等と定期的な連絡会を実施し、個々のケースに応じて協働しながら対応している。</p>		
Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>「みんなから愛される保育園」を目指し、一時預かり事業・地域の子育て支援として「ニコニコランド」を月1回開催し育児相談や、わらべ歌遊び・リズムダンス教室を行うとともに、夏祭りや運動会には地域の児童を招待し、地域との交流を図っている。また今年度より相談支援事業を開始して、地域住民の様々な相談に対応している。地域の様々な機関と連携し、保育や子ども子育て支援にとられない地域活性化やまちづくりへの取組がなされれば申し分ない。</p>		
	Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・(b)・c
<p>評価概要</p> <p>育児相談を行い地域からの相談に応じるとともに、鹿児島市保健所・地域の保健師さんと連携して育児支援を行っている。また、補助・報酬なしの自前事業であるニコニコランドを通して地域のニーズを把握し、ニーズに基づいて新たな事業展開につなげている。民生委員・児童委員等との定期的な会議開催などによる、より積極的な福祉ニーズ把握のための取組がなされれば申し分ない。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>法人の基本理念・保育理念の中に子どもを尊重した保育サービスの提供についての基本姿勢が明示されており、職員倫理綱領についても職員会議で確認しあい共通理解を図っている。保育についての振り返りを自己評価により行い、子どもや保護者の意向に沿ったサービスの提供に努めている。今後は人権への配慮について、定期的に状況把握・評価を行い必要な対応を図ることが望まれる。</p>		
	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>法人全体及び職員会議で人権擁護の研修が行われ、職員間での共通理解が図れるようプライバシー保護や権利擁護に関する取り組みがなされている。また、個人情報外部に漏れないよう職員にUSBを配布し、退職時には園に返却するなどの配慮も行っている。プライバシー保護のマニュアルを作成し、子どもでもあってもプライバシー保護の観点から、年長児の着替え等についても可能な限り一人ひとりのプライバシーが守れるような工夫を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
	Ⅲ-1-(2)-① 利用者希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>利用希望者に対しては、鹿児島市・鹿児島市保育協会が作成したパンフレット及び事業所のリーフレットにより副園長が個別に案内・対応している。パンフレットについては、随時見直しを行い民生委員や市の保健所にも配布している。体験入所・一日利用の受け入れはしていないが、希望者には同保育園で行っている、にこにこランドの利用を勧めている。</p>		
	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>入所時には、重要事項説明書・入園のしおりにより、丁寧に説明することで入所承諾書に同意署名をもらっていることが確認できた。今後は、理解力等に課題がある保護者についての説明を想定した説明方法についても検討し、説明時の配慮がルール化されることが望まれる。</p>		
	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>他の事業所へ転園する際や、小学校に就学をする際も児童保育要録を作成し文書にて引き継ぎを行っている。卒園後も個別の相談には随時応じているが、相談担当者や窓口を画面等で伝えることで、サービスの継続性がより確保できると思われる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>意見箱を設置し、保護者アンケートも年に1回実施した上で、分析した結果をもとに改善できることから取り組み、保護者への報告も行われている。ただ、アンケートの結果を分析・検討する際に保護者の参加がなされていないことと、アンケートの内容が保育園の実情にあったものとはいえない状況であるため、今後の取り組みに期待したい。</p>		

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>苦情解決の体制は整備され、その仕組みも確立されており、保護者からの苦情については、ホームページで公表し、保護への説明が行われた記録もある。入所時及び保護者会時にも苦情解決の仕組みについての説明が随時行われているが、保護者会には参加できない保護者もいる事を考えると、どの程度周知されているかを確認し、福祉サービスの向上に向けた取組が望まれる。</p>		
	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>保護者からの相談・意見が述べやすいように、意見箱が設置されアンケート調査も実施されているが、意見箱に意見・苦情が寄せられたことはなく、日々の連絡帳への記載や、副園長に相談・意見等が寄せられている。さらに保護者が相談しやすく意見が述べやすい体制や方法を構築することで、より相談や意見が述べやすい環境が整うと思われる。</p>		
	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>保護者からの相談・意見を受けた場合の対応マニュアルは整備されているが、定期的な見直しは行われていないため、状況に応じた見直しを行う事で、相談・意見を述べやすい仕組みがより効果的なものとなり、具体的な福祉サービスの改善につながると思われる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>保育園内のヒヤリハットについては、リスクマネージャーが職員会議や保育部会で報告し、全職員で周知を図り、事故防止に努めている。事故発生時の対応マニュアル等も整備されているが、薬を預かって投与する機会もあるため、投薬マニュアルを作成することで、職員の意識向上を図り事故の再発防止が図れると思われる。</p>		
	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>感染症対策については、感染症対策委員会を設置し、職員会議・保育部会で研修等を行っている。また、感染症マニュアルも整備され、准看護師も同席した上でマニュアルの見直しも行われている。感染者が発生した際は、正面玄関に罹患者数を掲示し、保護者にもタイムリーに情報提供を行い、感染症についての意識の高い取組みが伺える。</p>		
	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>災害時における子どもの安全確保の取り組みとして、毎月、火災・風水害・地震・津波等を想定した避難訓練を実施し「非常災害対策の手引き」を作成・掲示等が行われている。災害時の備蓄リストも作成されているが、備蓄されている量の記載がないため、どの程度の備蓄量の確保ができているかを明確にする必要がある。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>標準的なマニュアルは作成され、職員会議や保育部会でマニュアルに沿った支援がなされていないことがあれば、話題にし、副園長から個別の指導も行われている。ただ、標準的な実施方法にそぐわない保育サービスが提供されている場合の対応方法についての定めはなく、マニュアル通りにサービスが提供されているか確認する仕組みはないため今後検討されたい。</p>		

	Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>各クラス単位でのマニュアルについては必要に応じて見直しが行われているが、標準的な実施方法についての検証・見直しに関する時期やその方法は定められていない。平成28年度より、毎年6月頃に見直しをする仕組みづくりの予定があるとのことである。</p>		
Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
	Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>個別指導計画を作成する際は、必要に応じ看護師や栄養士の立会いの下、保護者からの聞き取りを行ったうえで作成している。現在、アセスメント様式を作成中とのことであるので、アセスメントに関する手順を組織として標準化するため、アセスメントから計画作成、実施、評価、見直しといった一連のプロセスが適切に行われるよう配慮されたアセスメント作成マニュアルの見直しを期待したい。</p>		
	Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>指導計画は子どもの現状に合わせ定期的に見直しが行われている。しかし、定期的に指導計画を見直す時期・検討会議の参加者・保護者の意向把握と同意を得るための手順等の仕組みはできていない。また、指導計画を緊急に変更する場合の仕組みも現在は無いため、今後、整備されることを期待したい。</p>		
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
	Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>子どもの状況が定められた書式で統一して記録され、「朝の伝達事項簿」等を活用し職員間での情報共有を図っている。看護師・栄養士については看護師が非常勤ということもあるが、情報共有の為に会議への出会ができないこと等もあるため、部門間の情報共有についてもさらに意識して取り組むことで、より質の高いサービスの提供につながるとと思われる。</p>		
	Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p>評価概要</p> <p>子どもの記録の管理については、「文書取り扱い規定」により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報提供についての規定が定められている。新規採用職員には、個人情報保護について入職時に説明を行い、誓約書を提出させているが、その後の研修等が行われていないため今後は継続した個人情報保護についての取り組みを期待したい。</p>		

福祉サービス第三者評価基準

【 保育所版 】

(様式2)

〔H23改訂版〕

評価対象IV

A-1 保育所保育の基本

A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a・b・c
A-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・c
A-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・c
A-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・b・c
A-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	a・b・c
評価概要 保育課程の編成については、副園長が原案を作成し他の職員が必要に応じて修正をしていくという方法で作成されており、全職員が目を通している。保育課程は保育所保育の根幹であり、全職員の参画により創意工夫して編成されるべきものであることを考えると、全職員が参画し編成できる方策の検討が望ましい。保育園の環境は明るく、衛生的であり、市街地ではあるが、戸外遊びを行うスペースも十分に確保されている。また、1・2歳児では、丁寧な関わりに努め、3歳児では、小学校以降の生活を見据えるなど、それぞれの保育において養護と教育が一体的に展開されている。また、就学を見据え、子どもがスムーズに小学校への移行が図れるよう、依頼に応じ各小学校に職員を派遣し情報共有に努めている。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育		第三者評価結果
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c
A-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a・b・c
A-1-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c
A-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c
A-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a・b・c

<p>評価概要</p> <p>職員は「やさしく丁寧に」子どもに接し、保育園が生活にふさわしい場となるよう細やかな配慮を行っている。また、月齢に応じて子どもたちに基本的な生活習慣が身に付けられるよう、生活のそれぞれの場面において練習の機会を提供している。遊びを通して、子どもたちが主体的に活動できるよう、子ども同士の関わりを大切に、異年齢児との交流も積極的に行っている。季節の行事や飼育しているウサギ等、動植物との触れ合いを通して、思いやりの心を育む機会も多く取り入れている。絵本の読み聞かせやわらべうた教室・アートクラブ・リズムダンスなど、さまざまな表現活動が体験できるようなメニューも揃えてある。</p>		
A-1-(3) 職員の資質向上		第三者評価結果
A-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	㉠・b・c
<p>評価概要</p> <p>保育士が自らの保育を振り返るための自己評価を毎年行い、年3回の相互保育参観により他の保育士からのアドバイスを受けることで専門性の向上に努めている。</p>		

A-2 子どもの生活と発達

A-2-(1) 生活と発達の連続性		第三者評価結果
A-2-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	①・b・c
A-2-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	①・b・c
A-2-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	①・b・c
<p>評価概要</p> <p>障害のある子どもの受け入れは昭和52年から行い、障害児保育の取り組みについて「全国事業団九州ブロック」で発表するなど、現在も継続して積極的に受け入れを行っている。「障害のある子どもがいるクラスの方が子どもたちがやさしい」という副園長の話からは、職員が障害のある子どもへ愛情を持ちながら接している事が伺える。また、長時間保育園を利用する子どもについても、家族との連携を密にし、子どものリズムを大事にしながらゆったりと過ごせる環境への配慮が行われている。</p>		
A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		第三者評価結果
A-2-(2)-①	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	①・b・c
A-2-(2)-②	食事を楽しむことができる工夫をしている。	①・b・c
A-2-(2)-③	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	①・b・c
A-2-(2)-④	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	①・b・c
<p>評価概要</p> <p>健康管理のマニュアルは「リスクマネジメント」の中に「健康管理に関する事項」として添付されている。子ども一人ひとりの健康状況も登園してきた際に家族から聞き取りを行い、職員間で共有が図られている。食事については、栄養士が食育についての取り組みを全国保育士大会で発表したり、手作りおやつを提供するなど、子どもたちが食事に興味をもてるような働きかけがなされている。魚の解体の見学や、野菜の苗を植え収穫をし給食で提供するなど、子どもたちが楽しく食事ができるよう工夫されている。健康診断・歯科検診も適切に行われ保護者へフィードバックしている。</p>		

A-2-(3) 健康及び安全の実施体制	第三者評価結果
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等を持つ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㉠・b・c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㉠・b・c
評価概要 アレルギー性疾患をもつ子どもについては、入所時に詳しい聞き取りを行い、主治医からの指示のもと、食事箋に基づいた食事の提供や、アトピー性皮膚炎の子どもへのシャワー浴、戸外遊び時の帽子・長袖着の着用等の配慮を行っている。調理場の衛生管理については、栄養士が中心となり衛生管理マニュアルに基づき職員への周知を図り、食中毒が発生しない取り組みが行われている。	

A-3 保護者に対する支援

A-3-(1) 家庭との緊密な連携	第三者評価結果
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㉠・b・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	㉠・b・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c
評価概要 家庭との連携については、家庭での食生活の充実を図るための啓発活動の一環として、保育参観時に給食の試食をしてもらうことで家族にも食の重要性についての認識を深めてもらっている。また、家族との信頼関係が構築できるよう、朝夕の送迎時や連絡帳にてコミュニケーションを積極的に図るよう努めている。保護者会開催時にクラスの運営方針を伝達したり、個々の子どもについても育児相談を受けることで対応方法の統一化を図っている。虐待の可能性のある子どもについては、必要に応じ児童相談所へ情報提供を行っている。	